

当初設計書		設計		精算	
起工番号：浸農整(委)第801号 工期：120日間 会計年度：令和 8 年度 単価世代：令和08年06月01日 農林 事業名：流域湛水減災対策事業 諸経費率：農林 令和07年10月 工事名：クリーク浚渫（J-5檜津地区）業務委託 設計部課名：城島総合支所環境建設課 工事場所：久留米市 城島町檜津 地内					
設計概要	（当初設計）				
	業務延長 L=210.0m				
	浚渫工 V= 710m3				
	土質改良工 A=3,550m2				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
排水路工事01	1	式				
浚渫工	1	式				
バックホウ(超ロングアーム仕様)掘削積込	710	m3			施 1 号	
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 2.0km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	710	m3			P 1 号	
建設発生土処分料 第3種発生土	710	m3				
土質改良工	1	式				
土質改良工(バックホウ混合) セメント系固化材 配合量140kg/m3	3,550	m2			単 1 号	
任意仮設工	1	式				
仮締切工 大型土のう製作、据付、撤去	1	式			単 2 号	
締切排水工	1	式			単 3 号	
仮設道路工	1	式			単 4 号	
交通誘導警備員	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通誘導警備員 B		人				
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
貨物自動車等による運搬 運搬距離12.7km 質量22.0t バックホ(超ロングアーム)	1	台			施 8 号	
技術管理費	1	式				
六価鉛溶出試験	1	式			単 6 号	
室内配合試験 一軸圧縮試験 3 供試体	2	検体			単 7 号	
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

クリーク浚渫(J-5 檜津地区)業務委託

特 記 仕 様 書

令和8年7月

久留米市

城島総合支所 環境建設課

第1条（適用）

本特記仕様書は、「クリーク浚渫(J-5 檜津地区)業務委託」に適用するものとする。

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「農業農村整備事業土木工事施工管理基準（福岡県農林水産部）」その他監督員が指定する各種要綱要領を適用する。なお、発行年度等は最新版とする。履行期間中は安全に注意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。

第2条（業務目的）

市営幹線クリーク「城島19-157号排水路」の適切な維持管理と洪水・内水氾濫被害の軽減を図るため、浚渫業務を実施するものである。

第3条（数量・図面）

1. 本設計書は、概算数量で発注しているため、事前測量時にはそれを踏まえ、現地踏査に入り、工種及び数量等を精査し、発注者に報告するものとする。その後、発注者が決定した実施数量により、浚渫を行うこと。
2. 業務着手に際しては、事前測量の結果を報告し、監督員の承認を受けた後に着手するものとする。
3. 前号及び残土受入れ地での搬出土の事後測量結果については、協議のうえ、必要に応じて変更契約を行うこととする。
4. 出来高数量については、工期末から起算し20日前までに提出すること。

第4条（浚渫作業）

1. 業務の施工にあたっては、関係設計図書及び本仕様書に準拠し、入念、確実に行なわなければならない。
2. 受注者は、業務に先立ち発注者に施工に際しての関係書類（業務着手届、施工計画書等）を提出し承認を得なければならない。業務完了後、社内検査で設計図書と出来形管理図及び写真と現場の出来形を再確認後、業務完了届を提出すること。
3. 浚渫作業に伴いクリーク内の用水を排出する際は、受注者により隣接耕作者と協議調整の上、耕作への影響を最低限に抑えた計画を立案し施工すること。
4. 業務履行中第三者及びクリークの施設物等に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。
5. 仕様書に明記されていない事項についても、業務上当然必要と思われる軽微な事柄については、発注者の指示に従い、受注者の負担により処置しなければならない。
6. 受注者は、業務の記録になる業務写真を、着手前・施工中・完了後に区分して撮影し、特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように写すこと。また、履行状況が確認できるように現地マーキング及び業務写真を提出すること。
7. 業務により生じる廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理すること。

第5条（建設発生土の処理）

1. 受注者は、処分業務に先立ち発注者に施工に際しての関係書類（業務着手届、施工計画書等）を提出し承認を得なければならない。業務完了後、社内検査で設計図書と出来形管理図及び写真と現場の出来形を再確認後、業務完了届を提出すること。
2. 処分土については、第3種建設発生土相当まで土質改良を行い、第3項の処理施設へ持ち込むものとする。

3. 設計の処分土搬出先は、以下のとおりである。

処分地の名称：(株) トラスト 城島改良土製造施設

所在地：久留米市城島町城島657

搬出先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。なお、受注者の都合により搬出先を変更する場合、処分土の運搬費、処分費が増額となっても設計変更は行わないものとする。

選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。なお、処分地によっては土質や施設状況により、受け入れていない処分地も含むため、選定にあたっては発注者と協議すること。

4. 受注者は、処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」を、施工後は「建設発生土処分地確認書」並びに「確認写真」（計画書提出時に処分前の現地確認写真、確認書提出時に搬出後の処分状況確認写真）を提出すること。
5. 受注者は、処分地までの運搬経路を発注者に報告すること。また、農道等の狭窄な道路は生活道路や通学路として使用されている場合が多いため、運搬経路の選択にあたっては避けること。
6. 積込・運搬作業中、第三者に損害を与えた場合、直ちに発注者に報告しなければならない。

第6条（仮設工）

本業務において、計上している仮設は「任意仮設」であるため、受注者の判断により変更は可能であるが、その際、設計変更は行わないものとする。

第7条（交通保安規則）

1. 業務時間は、原則として、交通に与える影響の少ない昼間時間帯とする。（9：00～17：00 日祝は作業なし。）
- やむを得ず、休日及び作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督員と協議すること。
2. 業務の実施に際して行なう交通制限等に関しては、発注者及び関係機関と十分協議し業務区間内においては、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めるととともに現場状況に応じて適切な保安設備を設置し、公衆に危害を及ぼさないよう努めること。
- なお、保安設備を施しているにも拘らず公衆の事故、危害・既設構造物等に損傷が発生したときは受注者の負担によりその損害賠償等の責任を負わなければならない。
3. 本工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を施工区間の前後に配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。
4. 受注者は、業務完了次第、業務箇所を速やかに整理し交通等に支障がないようにすること。

第8条（追記事項）

（1）業務カルテの作成登録

受注者は、請負金額500万円以上の業務について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、

土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は、業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(2) 各種保険

受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務の履行に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。

受注者は、業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法廷外の労災保険に付さなければならない。

なお、受注者は上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督員に提出すること。

(3) 下請負人の選定

下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

(4) 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(5) 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該業務の下請に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- 2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

(6) 障害者差別の解消に関する事項

受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第9条

代価表は原則的に添付しない。

第10条

仕様書に明記されている『工事』は『業務』と読み替えるものとする。

契約に関する特記仕様書

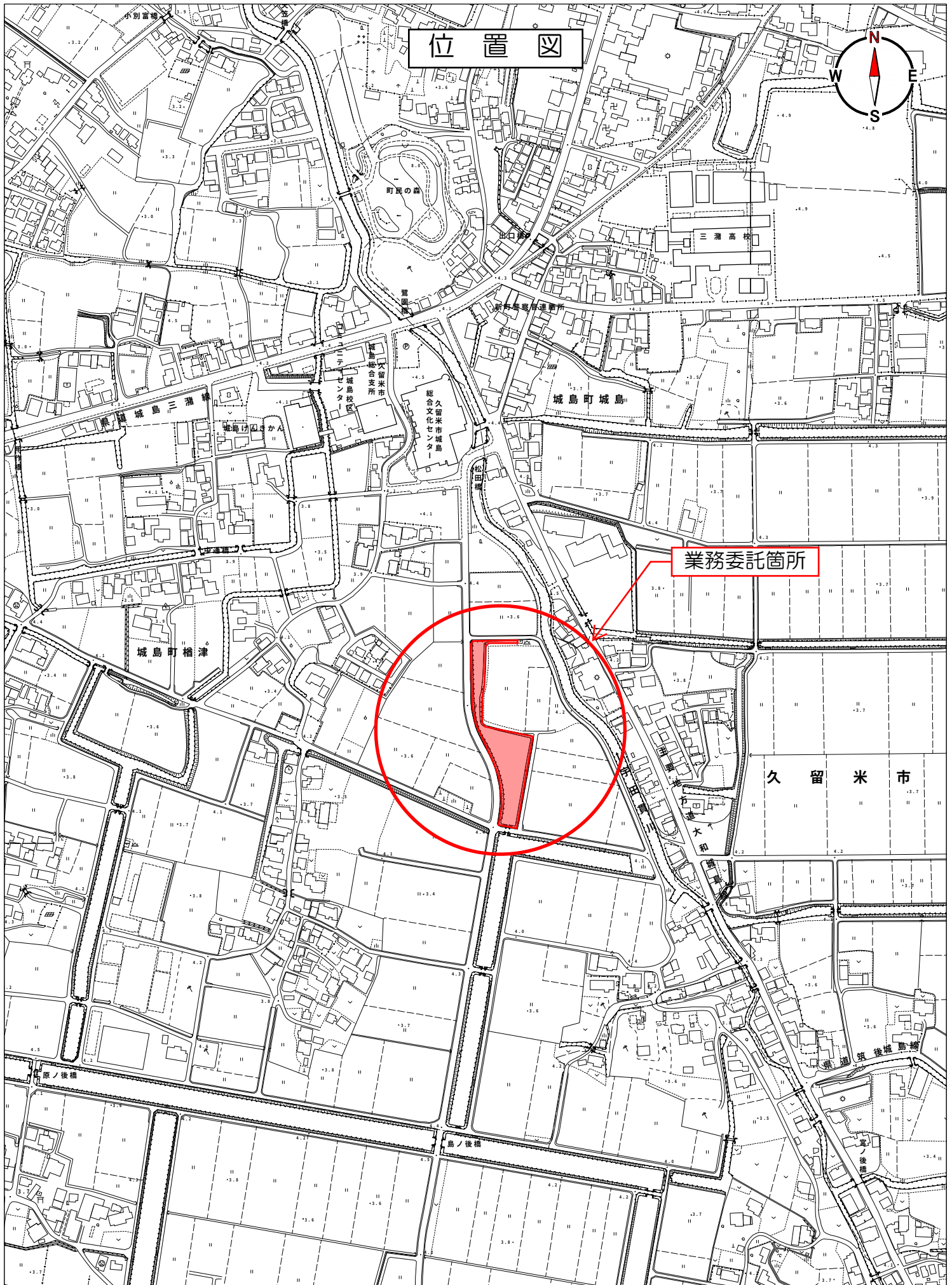
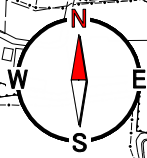
（余裕期間）

- ・本業務委託の工期は、契約締結日の翌日から120日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
- ・余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、管理技術者が業務実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
- ・テクリス登録は、余裕期間終了日までに行うこと。ただし、余裕期間内に着手する場合はその前日までに行うこと。

（着手届、工程表）

- ・着手届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日までに出すこと。
- ・工程表は、着手届と合わせて提出すること。
- ・工程表には、余裕期間及び出来高数量提出時期を表示すること。

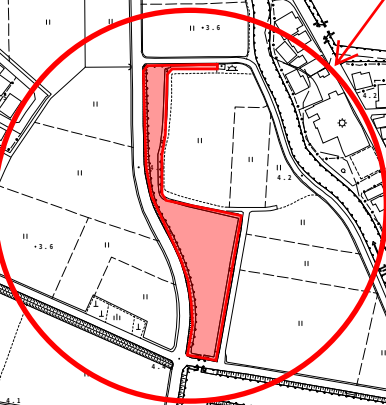
位置図



業務委託箇所

久留米市

城島町城島



町民の森

三浦高校

久留米市城島
総合文化センター

城島校区
センター

城島三浦線

城島けいさかん

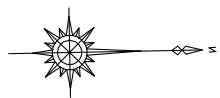
城島町橋津

大和

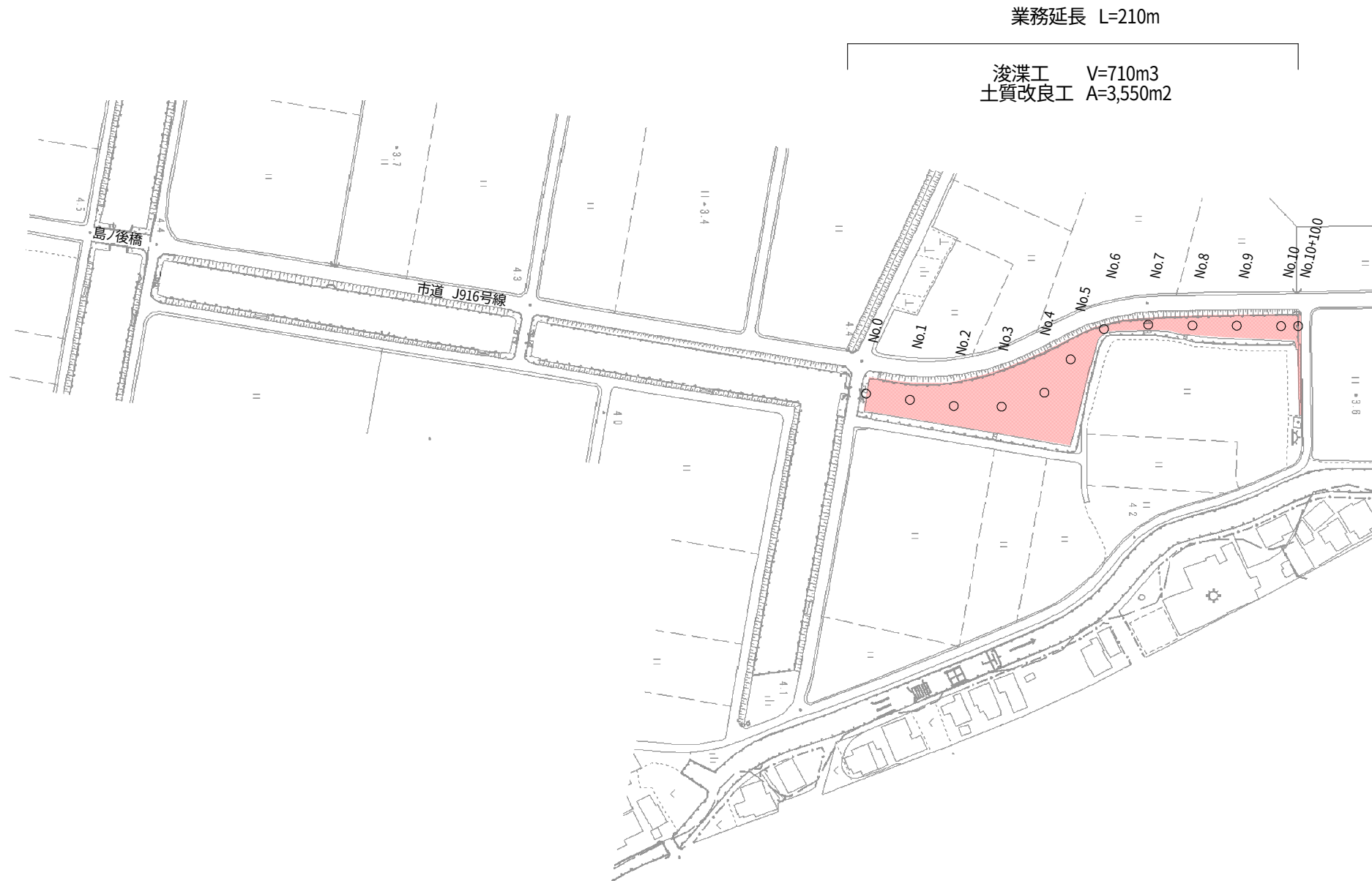
後城島橋

島ノ後橋

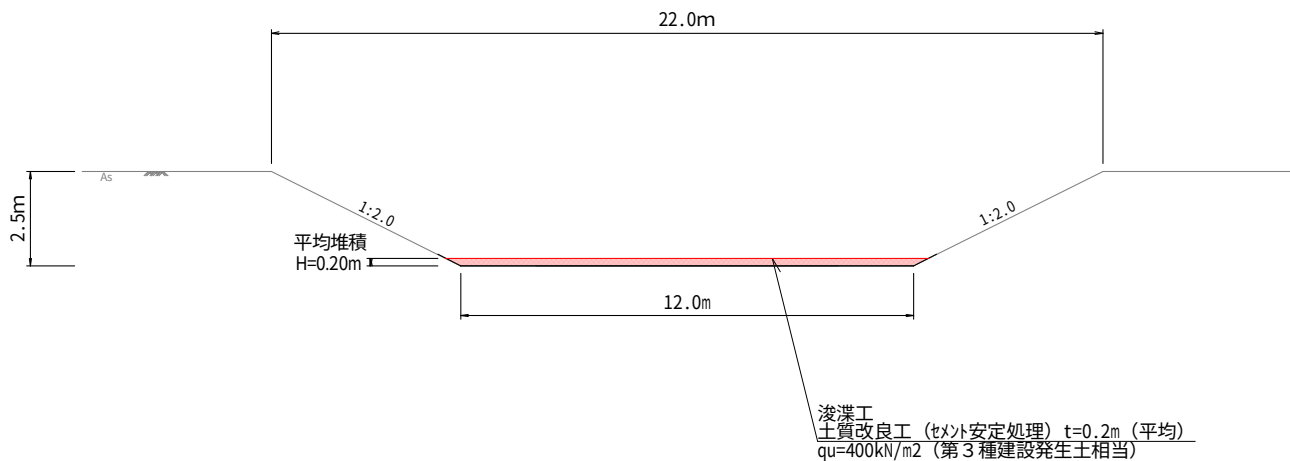
原ノ後橋



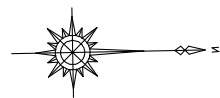
平面図 S=1:2500



標準断面図 S=1:200



業務年度	令和8年度		
事業名	流域湛水減災対策事業		
業務名	クリーク浚渫 (J-5 檜津地区) 業務委託		
業務場所	久留米市 城島町檜津 地内		
図面名	平面図・標準断面図		
縮尺	図示	図面番号	1 / 1
久留米市 城島総合支所 環境建設課			

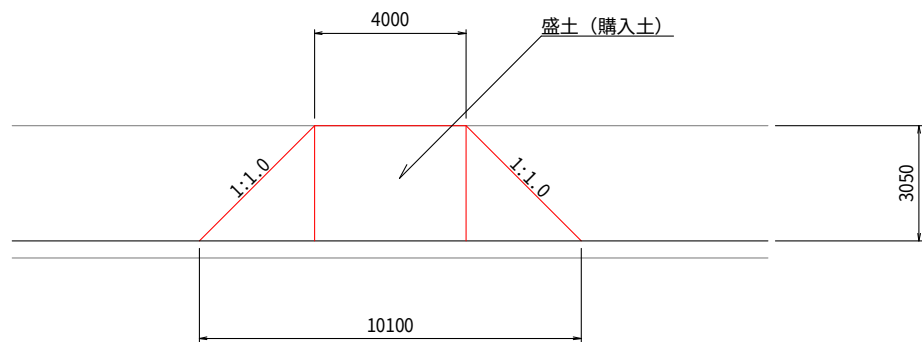


任意仮設図

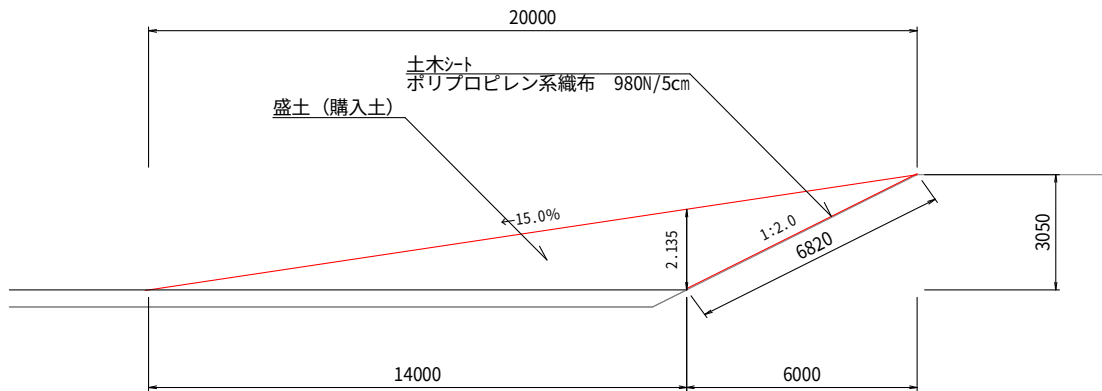
平面図 S=1:2500



仮設道路工横断面図 S=1:200



仮設道路工縦断面図 S=1:200



業務年度	令和8年度		
事業名	流域湛水減災対策事業		
業務名	クリーク浚渫 (J-5 檜津地区) 業務委託		
業務場所	久留米市 城島町檜津 地内		
図面名	任意仮設図		
縮尺	図示	図面番号	参考図
久留米市 城島総合支所 環境建設課			